

2. 更なる品質確保対策の導入

(1) 低入札受注者の義務のうち「増員担当技術者」

旧	新
<p>1. 管理技術者等の手持ち業務量を制限(4億10件→2億5件)</p>	<p>1. 管理技術者等の手持ち業務量制限 変更無し</p>
<p>2. 増員担当技術者の配置</p> <p>①管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。</p> <p>②管理技術者と同等の技術者資格を有する者。</p> <p>③過去4年以内の同種業務で業務成績75点以上の管理技術者の経験者かつ過去4年間の技術者成績の平均点が75点以上である者。</p>	<p>2. 増員担当技術者の配置 変更有り</p> <p>①管理技術者の保有している業務実績件数について同種業務及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者。</p> <p style="margin-left: 40px;">管理技術者 同種10件 類似5件 } OUT 増員担当技術者 同種9件 類似4件 }</p> <p>②管理技術者の保有している全ての資格(分野及び部門ともに)を有している者。</p> <p style="margin-left: 40px;">管理技術者 技術士(建設部門道路) } OUT 増員担当技術者 技術士(建設部門河川) 一級土木施工管理技士 }</p> <p>③過去4年以内の同種業務で業務成績※77点以上の管理技術者の経験者かつ過去4年間の同種業務の技術者成績(照査技術者としての成績は除く)の平均点が※77点以上である者。</p> <p style="margin-left: 40px;">※補償コンは75点</p>
<p>3. 品質証明書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者と受任者の連名による直筆署名)地整HPにて公表「代表者」(本社代表取締役社長等)及び「受任者」(〇〇支店長等)の2名 	<p>3. 品質証明書の提出 } 変更なし</p> <p>4. 再委託の上限を規定 } 変更なし</p> <p>5. 打合せの厳格化 } 変更なし</p> <p>6. 履行確認の厳格化 } 変更なし</p>
<p>4. 再委託の上限を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託額は業務委託料の1/3以内に限定) 	
<p>5. 打合せの厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全打合せに管理技術者及び増員技術者の出席を義務化 	
<p>6. 履行確認の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任調査員が進捗確認、遅延の場合は成績を減点 	

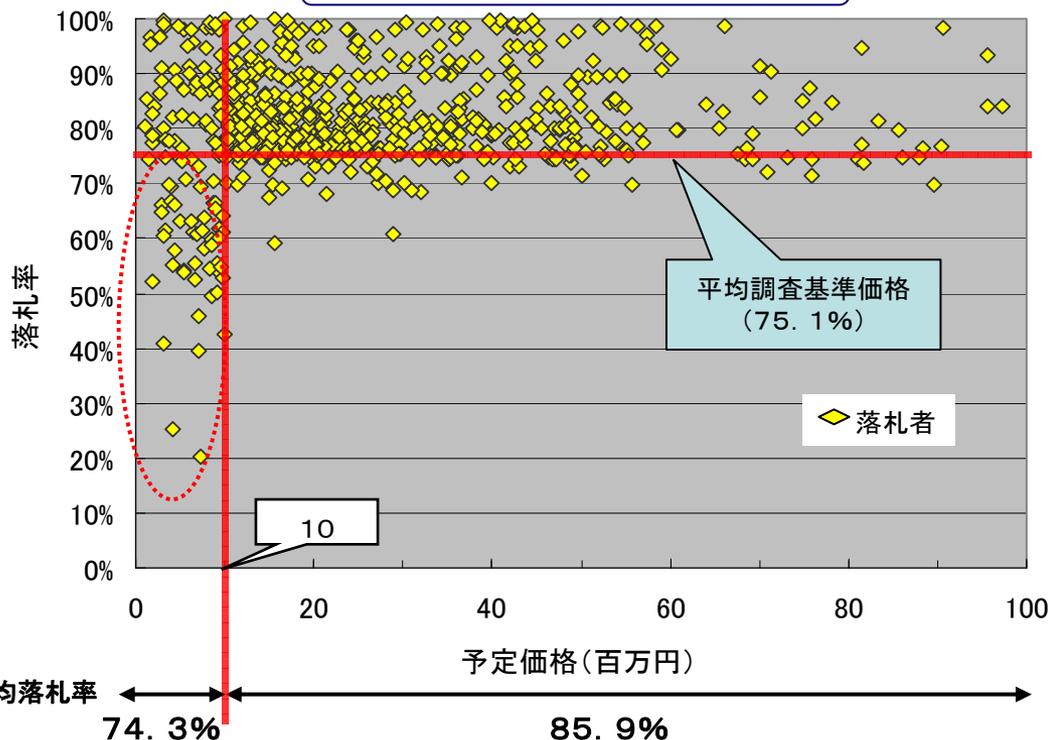
(2) 品質確保対策の拡大(プロモを除く全ての契約方式)

- 1千万円以下の業務は、品質確保対策が未導入。(※調査基準価格が未設定)
- 総合評価方式においても、価格競争が発生し平均落札率も低い。(1千万以上と比べ-12%)
- 落札率が低い者は、業務成績の平均点を下回る者の比率が高い。(非低入者と比べ20%増)

◎5百万以上(手持ち業務の対象)の業務に品質確保対策(低入札受注者の義務)を導入。

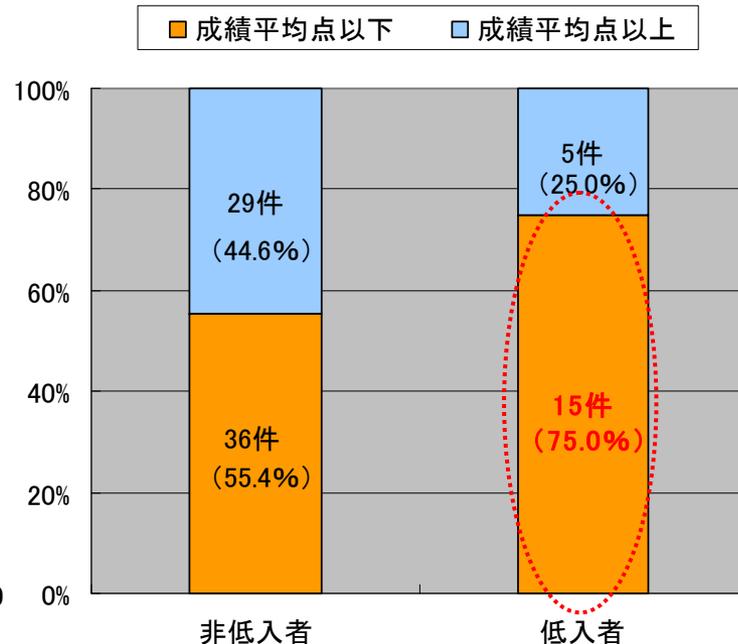
※調査基準価格:「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと 財務省協議で1千万円以上を対象としている。

総合評価落札方式



(H22年12月末データ)

成績平均点以上以下の比率



(1千万円以下:総合評価落札方式H21業務実績より)

(3) 品質確保対策拡大の概要 「品質確保基準価格の設定」

- 新たに、予定価格5百万円以上1千万円以内の業務について、「品質確保基準価格」を設定。
 - 「品質確保基準価格」を下回った場合、低入受注者への義務付けを適用。
 - 総合評価落札方式は上記に加え履行確実性の審査を実施。
- ※「品質確保基準価格」は調査基準価格の算出方法に準じて算出。

